

令和4年 第11回農業委員会議事録

令和4年11月25日午前10時00分に第11回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

3 番 (小関 金也) 4 番 (大崎 清孝) 5 番 (高橋 央) 6 番 (石川富士太郎)
7 番 (笹原 哲)

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- | | |
|-------|-----------------------|
| 報第15号 | 農地法第18条の規定による解約通知について |
| 報第16号 | 農地法第4条第1項第9号該当確認願について |
| 議第36号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第37号 | 別段面積の例外の区域指定の申請について |
| 議第38号 | 非農地証明について |
| 議第39号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第40号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について |

令和4年 第11回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和4年第11回通常総会を11月25日（金）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（岸事務局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（岸事務局長）

ご着席願います。開会に先立ち申し上げます。3番 小関金也委員、4番 大崎清孝委員、5番 高橋央委員、6番 石川富士太郎委員、7番 笹原哲委員より欠席する旨、連絡がありました。只今の出席委員は14名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さんおはようございます。先日は県の農業委員会の大会に参加いただきましてありがとうございます。また、ここに来てコロナが随分流行ってきてますので、皆さん十分注意して、なるべく人込みなどは避けて活動して下さるようお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。

（岸事務局長）

ありがとうございました。次に議長であります、尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしく申し上げます。

（議 長）

これより令和4年第11回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、11番 西塚孝也委員、13番 伊勢村孝之委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をして報告いたさせます。事務局長。

(岸事務局長)

命によりまして、事務処理報告をさせていただきます。総会日程次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第15号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

農地法第18条第6項の規定による 解約通知についてご報告いたします。議案書は1頁から3頁になります。

案件は9件であり、貸人、借人、両者による合意解約です。全て相対契約の解約です。解約後の利用予定ですが、No.1は同人へ売買予定です。今月、農地法第3条の申請がなされており、No.2、No.4は別人へ売買予定です。No.2は今月集積計画があげられております。No.3、No.5、No.6は別人へ貸借予定です。No.3は今月集積計画があげられております。No.7からNo.9は未定です。申請地、申請人については資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第15号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第16号「農地法第4条第1項第9号該当確認願について」を上程いたします。現地調査第6班主任、後藤一彦委員の報告・説明を求めます。

(15番 後藤委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第16号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

農地法第3条の規定による許可申請は7頁から9頁になります。

所有権移転についてご説明いたします。案件は8件です。No.1からNo.4の渡人は、受人側の要望のための設定です。No.5、No.7の渡し人は農業廃止のため、No.6は耕作不便のためです。No.8の渡し人はその他贈与になります。受人はNo.1、No.3からNo.6は 経営規模拡大のため、No.2、No.7は住居取得のための所有権移転です。No.1からNo.8は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

次に賃貸借権の設定についてご説明します。案件は3件です。No.1の渡人は農業廃止のため、No.2の渡し人は高齢化による経営縮小のため、No.3の渡し人は受人側の要望のためです。受人は、No.1、No.3が経営規模拡大のための設定です。No.2は新規就農のための設定です。No.1からNo.3は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第36号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第37号「別段面積の例外指定の申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

別段面積の例外指定の申請は10頁です。案件は1件です。農地に隣接する宅地に居住している者が農地購入を可能とするため、申請するものです。11頁をご覧ください。場所は古殿です。丸をつけた場所が該当の農地と、購入予定者の居住地の場所になります。今回、許可になりましたら、来月総会に農地法第3条所有権移転の申請がなされる予定です。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第37号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第38号「非農地証明について」を上程いたします。現地調査第6班主任、後藤一彦委員の報告・説明を求めます。

(15番 後藤委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第38号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第6班主任、後藤一彦委員の報告・説明を求めます。

(15番 後藤委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第39号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第40号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。ここで、

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、10番 沼澤克己委員、18番 本間俊悦委員の退席を求めます。

(10番 沼澤委員 退席)

(18番 本間委員 退席)

(議長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第40号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書24頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。

上段の表からになります。今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借23件と所有権移転6件です。申請地は、農振農用地区域内の土地で、面積が1,604aです。

続いて、対象人数は、賃貸借設定が出し手23名、受け手18名、所有権移転が出し手6名、受け手6名です。合計は出し手が29名、受け手が24名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3から5年以上が9件で563a、6から9年が2件で45a、10年以上が12件で646aです。

10a当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。

次の頁からは、個別状況になります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いたします。

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第40号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。10番 沼澤克己委員、18番 本間俊悦委員復席願います。

(10番 沼澤委員 復席)

(18番 本間委員 復席)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

午前10時43分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和4年11月25日

尾花沢市農業委員会

議 長

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員

議事録署名委員